

愛西市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

<h3>1. 背景</h3> <p>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。 平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が、国民の生命及び健康を保護し、生活や経済への影響を最小にすることを目的に施行された。そこで、愛西市においても国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画の考え方や基準を踏まえるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、愛西市行動計画を作成した。</p>	<h3>3. 行動計画の主要6項目</h3> <ol style="list-style-type: none"> (1)実施体制 (2)情報収集・情報提供・共有 (3)まん延防止 (4)予防接種 (5)医療 (6)市民の生活及び地域経済の安定の確保 	<h3>4. 対策の効果 概念図</h3>	<h3>流行規模・被害想定(愛西市)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 罹患率 人口の25% 罹患数 約16,400人 医療機関受診数 約6,600人～約12,800人 病原性中度 入院 約270人 死亡者 約90人 病原性重度 入院 約1,030人 死亡者 約330人 致命率 中度0.53% 重度2.0%
<h3>2. 行動計画の目的</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ○市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 			

5. 行動計画における主な対策(発生段階別)		国内発生早期		国内感染期		小康期				
未発生期		海外発生期		県内未発生期		県内発生早期		県内感染期		
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定 ・業務継続計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市新型インフルエンザ等対策本部幹事会議の開催<緊急事態宣言後> ・愛西市新型インフルエンザ等対策本部設置 ・業務継続計画の発動・実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市新型インフルエンザ等対策本部設置 ・業務継続計画の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市新型インフルエンザ等対策本部廃止 				
(2)情報収集 情報提供 共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供体制の構築 ・予防、発生時の対策等の継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の体制強化 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の継続 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の縮小 ・第1波終息の発表 			
(3)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、職場、地域における感染対策の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、職場、地域における感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、職場、地域における感染対策の実践 		<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出等自粛の呼びかけ ・施設の使用制限 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用制限を解除 ・第2波に備え、拡大防止策の見直し・改善 			
(4)予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種実施体制の構築 ・住民接種実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員に特定接種を実施 ・住民接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種を継続 ・住民接種の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の継続 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に基づき新臨時接種を実施 			
(5)医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の整備 ・適切な受診行動の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への情報提供 ・帰国者・接触者外来及び接触者相談センターの周知 		<ul style="list-style-type: none"> ・診療体制・診療時間等の市民への周知 ・在宅療養患者への支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制に戻す 				
(6)市民生活及び地域 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品の備蓄と購入における適切な行動の呼びかけ ・買占め及び売り惜しみ防止の呼びかけ ・要援護者の把握及び支援内容・方法の検討 ・円滑な埋火葬のための体制整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な埋火葬体制の準備開始 		<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品の備蓄と購入における適切な行動の呼びかけ ・買占め及び売惜しみ防止の要請 ・要援護者への支援の実施 ・埋火葬体制の整備 ・臨時遺体安置所の確保・拡充 		<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、対策を縮小・廃止 			